

平成25年6月議会

○ 石川義治議員質問

(1) 公共施設のトイレの設置・改修について

(2) 災害時における消防団の活動について

(石川義治君)

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして順次ご質問のほうをさせていただきたいと思っております。

すみません、ご挨拶を忘れました。改めまして、おはようございます。

1番目、公共施設のトイレの設置・改修について質問させていただきたいと思っております。

トイレは、誰もが1日に何度も行く場所であり、生きていく上で欠くことのできない重要な空間である。そのため常に清潔で快適に利用したい場所である。家庭においてトイレは家の顔といわれ、商業施設では客をつかむための重要なサービスの一つとして位置づけられています。近年商業施設や鉄道の駅、サービスエリアなどの公共的なトイレは従来の用を足すというイメージから脱却し、高齢者や障害者はもとより親子連れにも配慮した快適なトイレに改善されてきています。

そこで、本町のトイレの設置状況について総務課のほうにお問い合わせをさせていただきましたところ、大便器数の総数は1,143個で和洋の内訳では、和が511件、洋が663件ということでした。シャワー、便座ウォーマーなどはほとんど皆無に近い結果となっております。限られた予算の中、全てを実施することは無理であることは理解はできますが、住民のライフスタイルの変遷、建物の整備数を加味し、総合的かつ計画的にトイレ整備を進めるべきことは重要と考えさせていただきまして、質問させていただきたいと思っております。

1番目、町はどのような方針でトイレの設置・改修を進めてきましたか。

2番目、今後どのようにトイレの設置、改修を進めていくのか。

以上2点でございます。よろしくお願いたします。

総務部長（高須直良君）

順次お答えします。

初めに1点目、どのような方針でトイレの設置・改修を進めてきたかであります。

公共施設の整備を行う場合において、愛知県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例で、望ましい整備指針が示されております。高齢者や障害をお持ちの方などが施設を円滑に利用できるような配慮は公の施設としては当然必要なことでもあります。しかしながら、町の公共施設のトイレの現状につきましては、一般家庭や民間の施設に比べ利便性、快適性の面で低い水準にとどまっているのも事実であります。

これまでの方針といたしまして、町民会館や思いやりセンターなど、新築や改築の場合においては多目的トイレや暖房便座、シャワートイレなどの整備に努めてまいりました。また、役場における多目的トイレの設置のほうか、各施設でも和式トイレを様式にかえたり、手すりを設置するなど、順次改修を進めておりまして、今年度におきましても5月に保健センターのトイレをシャワーに変更しております。

続きまして2点目、今後どのように設置改修を進めていくかであります。

繰り返しになりますが、公共施設は高齢者、障害をお持ちの方、妊婦の方などさまざまな方が利用されます。どなたでも円滑に利用できるよう配慮するのが当然のことと思っております。しかしながら、直ちに多額の財源を投じてトイレを全て整備するのは難しい状況であります。今後も多目的トイレの設置など、大規模な対応については、施設の改修などの折に対応をすることとし、財政状況の許す範囲で利用度の高い施設やトイレの修繕が必要になったところから、順次シャワー、暖房便座等を設置しまして、清潔で利便性、快適性が高まるよう改善を進めてまいりたいと考えております。

なお、今年度工事を予定しております地域交流施設のトイレの計画では、多目的トイレをオストメイト用とファミリー用の2ブース予定し、一般のトイレについても洋式便器は全て暖房便座のシャワーつきとしておりまして、これまでの施設と比べますと、より人に優しく使いやすいトイレになると考えております。

以上であります。

(石川義治君)

ありがとうございます。

では、再質問のほうをさせていただきたいんですが、まず最初に、新しい建物をつくる場合に、最新鋭といいますか、時代に即したトイレを設置していただくということは重々理解できるわけなんですけど、最初の質問の中で一番私がお聞きさせていただきかかったのは、これまでの方針ということで、人にやさしい街づくりの推進に関する条例に即したものが、我が町の方針という考えでよろしかったのでしょうか。

総務部長（高須直良君）

お尋ねのとおりであります。

(石川義治君)

テレビカメラがございまして、人にやさしい街づくりの推進に関する条例についてのトイレに関する指針について、できましたらご答弁いただけるとありがたいと思います。

次長兼総務課長（永田尚君）

愛知県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例では、各施設の面積等によりまして、用途によりましていろんな指針が出されています。事例を挙げますと、国、県、市町村等の事務所であれば床面積が2,000平米以上であればオストメイトのトイレを設置するとか、また同じく市町村等の事務所、役場ですが、1,000平方メートル以上であれば幼児用の椅子を設置するとか、個々にいろんな部分でトイレに関しても規定がされています。

以上であります。

（石川義治君）

詳細なるご説明をありがとうございます。

その条例ができる前の建物について、その条例に即した形で今現状進められているというのが、本町の方針ということによろしかったのでしょうか。

次長兼総務課長（永田尚君）

先ほど部長のほうから答弁させていただきました。一部既存の建物に関して、先ほど言ったように保健センター等でシャワートイレとか暖房便座、それからまた役場の多目的トイレでも暖房便座とかシャワートイレ、既存の建物に関してもできる範囲で現在進めております。

以上です。

（石川義治君）

まずは最初に、人にやさしい街づくりに関する条例に即した形を最低限求めると。その後また次の段階に進めていくということが方針というふうで理解をさせていただきました。

そのほかに、例えば建物というのは利用者のニーズですとか利用実績、利用者の年齢構成とか利用形態とか、公共施設にはいろいろな性質があると思うんですけども、そういうことは加味された設備施設計画の方針というものは、具体的にはあるのでしょうか。

次長兼総務課長（永田尚君）

町としてトイレの方針自体は、改築の方針は実際には持っておりません。ただし、議員のご質疑にあったように利用目的、それから利用者数、利用する方の使い方等ありまして、

先ほど答弁させていただいたように、お客様の多い、また職員の多い役場の多目的とか、保健センター等では健診のほうに、妊産婦の方も多く見えます。ということで先に保健センターのほうでシャワートイレ、暖房便座等の設置をさせていただいている状況であります。

以上です。

(石川義治君)

最終的には予算審議ですとか、そのような形で上がってくるとは思うんですが、当然その段階でそれを所管する課というのが、例えば保健センターでしたら健康課がまず予算に対する要望を出されるですとか、そのようなことがあって、それを財政課のほうで取りまとめられてやられているとは思いますが、トイレ全体を統括的に施設的に捉えるのはやはり総務課ということによろしかったんですか。

次長兼総務課長（永田尚君）

個々の施設に関しては、利用形態等から予算計上に関して利用目的、人数等で要求が上がってくることはあります。ただし、先ほど答弁させていただいたように、トイレの改修に対して現在方針なるものを持っていませんので、現在のやり方として各所管から上がってくるものを取捨選択させていただくという状態であります。

(石川義治君)

少し前の議会で、高須部長には大変お願いさせていただいたことがございまして、施設台帳の件がございましたんですけれども、新しい施設に関しては順次進めさせていただくというような話があったんですが、今現状でトイレの経年的なものを把握できているようなものというのは役場にはあるんでしょうか。

次長兼総務課長（永田尚君）

議員のほうにもお示しさせていただきました公共施設のトイレの設置状況のみであります。いつ設置というのはなかなか確認ができていないものもあります。台帳というものはトイレに関しては現在持っていないということでもあります。

(石川義治君)

いろいろと議会の過去の議事録を調べさせていただきますと、平成 22 年に岩瀬議員のほうからトイレに関して質問がございまして、当時各務教育部長がご答弁をされていたと思うんですけども、エコ型のトイレというような話があったと思うんですが、エコ型のトイレというのは今は進められておるということでよろしかったですか、節水型です。13 リッターが 6 リッターになるということです、節水ですから。

次長兼総務課長（永田尚君）

詳しくは私もちょっと認識していませんので、教育のほうからお願いします。

教育部長（菅田豊宏君）

節水型のものにつきましては、設置をするときにどういうものにしていくかという、そのタイミングで対応していきたいなと思っております。

（石川義治君）

きょうちょっと議事録を忘れてしまいました。朝見ていたんですけども、富貴中のトイレでは考えられるというような答弁があったと思うんですけども、その辺は今現状、工事が進んでいる中でいかがなんでしょうか。

教育部長（菅田豊宏君）

富貴中学校につきましては、今回繰越明許で対応させていただいておるところでございますが、こちらにつきましても、具体的な何リットルが何リットルになるとか、そこら辺の細かいところまでは承知しておりませんが、配慮した設計になっておると理解しております。

（石川義治君）

まだ 1 番目の質問なんですけれども、もう一点だけご確認させていただきたいんですけども、我が役場には 300 何人の職員がございまして、また委託の方々もおりまして、また多数の方々が入りまわっております。学校関係におかれましても、多くの生徒がお見えになりまして、そしてまた先生方も一生懸命働いております。いろんな方々が働く中で、職場環境の充実というのは大変重要ではないのかなと思ひまして、皆様方、家に帰れば多分快適なトイレに入っておられるわけなんですけども、ぜひとも職場環境の向上というのは大

変大きなことだと思うんですけれども、その辺に関してのご配慮というのはどちらのほうでご担当はされておりますか。

次長兼総務課長（永田尚君）

大きな事業所には役場もですが、労働安全衛生委員会というものの設置義務があります。その中からも旧来要望をいただいております。トイレ等を特に職員は必ず使います。それと先ほどもありましたが、職員の中にも妊産婦、それからおしりのほうの病気をお持ちの方もいらっしゃいます。そういう面で、大変重要な案件ではあると思っています。その面でも役場のほうでも多目的トイレにシャワーをつけたり、またそれだけでも足りないようであれば、さらに予算の許す範囲の中で改良を重ねていきたいと考えています。

以上であります。

（石川義治君）

少し2番と質問が重なって答弁をいただいておりますので、2番のほうに移らせていただきたいと思います。今後どのようにトイレの設置の改修を進めていくのかという質問なんです。利用度の高い施設、トイレの改善が必要となったトイレというご答弁がございました。まず、利用度の高い施設というものの把握、優先順位、プライオリティーというのは、誰がどのような形でお決めになるおつもりですか。

次長兼総務課長（永田尚君）

各施設には管理者がいますけれども、総括して総務課のほうで数等を管理していきたいと思っています。総務課のほうでは財政の担当も持っているということで、私のほうで総括して今後調査、利用度、優先順位を決めていきたいとは考えております。

以上です。

（石川義治君）

少し質問をかえさせていただきたいんですけれども、不特定多数の方がご利用される建物もございまして、一定の方が利用する建物があります。その中で、例えばどこもトイレというのは直していただきたいという現実的な要望はあると思うんですが、先ほどから出てくる答弁の中で、我が町の財政も厳しいから、なかなかトイレにもお金が回せないという状況の現実も理解しているんですが、それを踏まえる中で、例えばじゃ学校が先なのか中央公民館が先なのか。例えば今現状をいいますと、図書館には多目的トイレが1つと、

あとは和便しかないという現状がございます。歴史民俗資料館には和便しかないという現状がございます。その辺では利用者等を加味されて多分今までご計画されたと思うんですが、その辺の判断というのは、実行的な人数なんですが、その辺少し質問が難しいですかね。いいですか。

教育部長（菅田豊宏君）

1つ例をとって申し上げますと、学校につきましてはこの教育環境の充実というのは大事なこととして捉えておるんですが、学校の要望の中にも実は出ておるわけなんですが、優先順位としてどこの学校も一番最初に出てくるかというのと、そういうわけではないんです。まだ学校の全体を考えてみますと、緊急にやらないといけないもの、例えば学習指導要領の変更に伴って柔道が必修科になったから、畳の改修をしないかとか、そういうものから取り組んでおりますので、トイレだけを考慮して優先順位をとということではなくて、包括的にそういうことを考えて実行しておりますので、そこら辺もお含みをいただけたらと思っております。

（石川義治君）

今、菅田部長から学校のほうのお話ございましたので、少し学校のほうに話を移させていただきたいんですが、何かいいメニューがないのかなと思って、私も文科省のホームページを開いてみますと、やはり明るく快適なトイレというものには国庫補助金がつくというようなメニューがございまして、その話をお伺いしたところ、今回の富貴中もそれをご利用してやられているということです。

もう少しひもといていきますと、これが終わっちゃったものなんですけれども、スクールニューディール構想、トイレエコ改修、これを見ても国庫補助金 50%、臨時交付金 45%、町地方負担ということで、実質的な地方負担、平均 2.5%とかというような、こんなようなものが昔あったというような話が、知りませんよ、僕は、インターネットで見たわけですので。

だから、そういうのはやはり常にアンテナを高くしてやはり我が町の財源がなければ国庫補助金をトイレ、トイレ、トイレとかいって調べていけばあるのかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

教育部長（菅田豊宏君）

当然補助メニュー、スクールニューディール政策やなんかも周知しているところではありますが、そちらのものにつきましては、裏負担を含めて持ち出しがそんな数字になってお

るのかなというふうに理解しております。いずれにいたしましても、当然私ども教育施設を整備するには補助メニュー、これは当然対応させていただいておるところでございます。

(石川義治君)

ありがとうございます。

補助金等は本当に行政の方が大変詳しく調べられていただいておりますので、また今後とも事があれば、それを使っていただいて、なるべく早目にきれいなトイレにかえていただければというふうに思います。

もう一点、先ほどの施設管理台帳の件になるんですけれども、5月28日、NHKテレビで暖房便座がある日突然火災というような報道がございました。機械ですので壊れることは当然あるんですけれども、やはり公共施設の中でこのようなことがあることは好ましくないと思うんですが、その話の中であったのが、一度10年をめぐりに点検をされたほうがいいですよというのが、とある方のメーカーの方の話があったんですけれども、今の現状、我が町では例えば暖房便座、町民会館がちょうど10年ぐらいになるんでしょうか。その前にも暖房便座を入れたところもあると思うんですが、その辺に関しての点検等はどのような形で行われておりますか。

次長兼総務課長（永田尚君）

電気施設等の保守点検はもちろん定期的に毎年やっていますが、個々にトイレの暖房便座等の点検義務は今のところはないということで、現在は実施しておりません。

(石川義治君)

今後どうされますか。

次長兼総務課長（永田尚君）

今事例が石川議員から挙げられましたが、これに関していろんな事例がまだ私たちには届いていません。もちろん学校にもある、公共施設にもあるということなんですが、国や県からの指導もいただけていない状況であります。今の状況ではすぐに点検をとすることは考えていません。また、メーカーからもそういう情報はいただけていません。

以上であります。



(石川義治君)

一度NHKのインターネットで調べていただければ、すぐ出てくると思いますので、やるやらないは結構ですけれども、危険度は自身で判断していただいて、前向きにご検討をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、少し話がずれるんですけども、トイレには神様がいますという歌がございまして、トイレは神聖なところでございまして、町民の満足度とは何か、ことしグロス・たけとよ・ハピネスとして町長は一生懸命にやられておりますが、この辺が何をもって、やはり道路をつくる満足は当然必要でしょう。そしてまた駅前再開発もやらずにちゃいけない事業でございまして、この町の施設で誰がどこで満足されるかということをも十分認識していただく中で、そのアンケートの結果も踏まえて、トイレにぜひとも重点を置いていただきたいと思いますと思いながら、1番目の質問のほうは終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして2番目でございます。災害時における消防団の活動について。

東日本大震災では、沿岸で避難誘導や水門作業などをした消防団員に津波の被害が集中、岩手、宮城、福島3県で254人に上り、警察官の30人や消防士の27人を大きく上回りました。団員が活動を打ち切って避難するタイミングが明確でなく、現場任せにしたことが被害を大きくしたとの指摘があり、消防庁も昨年8月に、全国市町村に災害時の新たな指針をつくるように通知をしています。

武豊町では、南海トラフ地震が起きた場合、最大津波高さが4メートル、最短到達時間66分と想定されており、津波到着予想時間の10分前に消防団の退避完了としております。津波が到着することによる水門の被害順位の策定、またトランシーバーが各分団に配布をされましたが、東北での被害を繰り返さないためにも、今後もより一層の対応が求められると考えます。

以上を踏まえ、3点質問させていただきたいと思います。

1、津波の最短到達時間の10分前に消防団の退避が完了とされているが、具体的にはどのような活動を想定されていますか。

2、水門の開閉の管理を、消防団のみで対応するには無理とを感じるが、どのように対応していくのか。

3、少子高齢化や自営業者の減少が進む中、消防団員確保についての見解は。

以上3点でございます。

町長(萩山芳輝君)

石川議員から、災害時における消防団活動について3点のご質問をいただきました。

私からは、2点目の水門の開閉管理についてのご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

水門や樋門、防潮扉等の開閉につきましては、消防団員による操作を基本として体制の確立や訓練を実施しております。しかし、災害の規模や発生時刻等によっては、消防団員だけでは閉鎖作業が困難な場合も想定されます。万が一水門等が閉鎖できなかつた場合、津波が遡上して被害が拡大するおそれがありますので、1年365日曜日や昼夜を問わず確実に閉鎖するため、消防団員のほか水門近くに居住する住民や臨海部の企業にも協力をお願いをし、また町の職員も動員をして万全の備えをしたいと考えております。

そのためまず本年2月に開催をしました自主防災連絡会におきまして、各区の住民の方によりまず水門等の操作依頼をさせていただきました。各区におかれましては、おおむね賛同いただき、操作員の推薦をいただいているところであります。現在各水門等の操作マニュアルを作成をしており、また開閉のための道具や鍵の管理について検討を進めております。準備が整い次第、訓練を実施をしながら操作体制の強化を図るとともに、近隣の企業につきましても順次協力の依頼をしてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。他のご質問につきましては担当からご答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務部長（高須直良君）

続きまして1点目、津波の最短到達時間の10分前に消防団の退避が完了とされているが、具体的にどのような活動を想定しているかであります。

昨年8月に、内閣府の中央防災会議が公表いたしました南海トラフ巨大地震の被害想定によりますと、武豊町においては最大震度が7、最大津波高が4メートルで、予測津波到達時間は最短のケースで第1波が地震発生から66分後となっております。現在は津波のおそれのある地震が発生した場合は、町内にある12カ所の水門、樋門と6カ所の防潮扉を消防団員が閉める体制をとっております。

東日本大震災において多くの消防団員が水門閉鎖中や避難誘導中に犠牲になったことを踏まえまして、津波到達予想時刻の10分前には退避を完了する体制を確立すべく、昨年11月の津波防災訓練において消防団による水門等の閉鎖訓練を実施いたしました。訓練では、地震発生後消防団員が詰所へ参集し、現場に到着するまでの時間を15分と想定しました。津波到達予想時刻より10分前の退避を考えますと、実質的な活動時間は30分から40分の限られた時間でしたが、その中で各分団が協力し、トランシーバーを活用しながらおおむね水門等の閉門操作を完了することができました。

今後も消防団員の安全を第一に考えた上で、実践的な訓練を実施し、迅速かつ確実に水門等を操作できる体制づくりを進めてまいりたいと考えます。

続きまして3点目、少子高齢化や自営業者の減少が進む中、消防団員の確保についての見解であります。

本町の消防団員は4分団、各分団30人の体制をとっております。団員の定年については

各分団の取り決めで年齢を定めておまして、その年になりますと自動的に退団となります。こうした分団員を補充するため、各分団において現役団員がさまざまな方法で新規加入の勧誘に取り組んでいるほか、町としても広報紙やケーブルテレビで募集のお知らせを行ったり、町職員の採用試験において町内在住者に消防団加入の意思を確認したり、成人式ではご乗りを披露するなど、団員の確保に努めております。

しかしながら、町内の自営業者の減少により、サラリーマンなど町外で勤務する団員がふえていることから、平日の昼間の火災においては出勤率が低い状況となっており、実働人員の確保、これに苦慮をしているところであります。

今後も消防団員を確保していくため、定年年齢の見直しを各分団と検討するとともに、消防団のイメージアップにつながるようなPR活動も行っていきたいと考えます。

なお、こうした消防団の状況を踏まえまして、平成20年に各分団に機能別消防団を設置いたしました。機能別消防団は消防団のOB、合計で40人で構成をされ、町内の自営業者や町内在勤者が中心となって活動をしておりますので、大規模災害時にも迅速な出動ができ、消防活動の機能を十分に発揮できるものと考えております。

以上であります。

(石川義治君)

ありがとうございました。

それでは、順次再質問のほうをさせていただきたいと思いますが、最初に昨年津波の訓練を消防団がされたということで、その内容について今多分話があったと思いますけれども、現実的な話の中で、詰所に15分で集まるんですね。15分で集まって、それから順次回っていくと何とか10分前には退避の完了ができたというふうに考えておるんですねけれども、例えば地震が起きた場合、詰所には消防車が2台ございましてトランシーバーが4台あるんですかね。それをどのような形でどのように活用するのか、わかるようでしたら教えてください。

防災交通課長（宮谷幸治君）

ただいまのご質問ですが、今おっしゃったように各分団には子機4台、あと親機1台ありまして、親機に関しましては詰所にそれぞれ設置してあります。子機4台というのは、各分団に2台ずつ自動車を持っていますので、それぞれ1台につき2台を活用しまして使用しております。

あと、トランシーバーの子機自体の性能もあるものですから、今後その辺の運用を考えながら、しっかり道路状況も含め、全ての状況を把握できるような形で対応していきたいと思っております。

以上です。

(石川義治君)

まず、確認させていただきたいのは、詰所に来たとき2人で出動するという、それで1台で出動するということよろしかったですか。

防災交通課長（宮谷幸治君）

そうです。最低2名はいないといけないんですけども、災害時を想定いたしますと、どれぐらいの団員がすぐに招集できるかわからないものですから、少なくとも2名、それ以上では出動していきたいと思っております。

以上です。

(石川義治君)

2名ということで、それがトランシーバーを1台ずつ持って本部の指示で優先順位を決めて順番に回るということよろしかったですか。

防災交通課長（宮谷幸治君）

今、水門の順位のお話ですが、そのとおりでありまして、水門の閉鎖の事務につきましては、愛知県と操作委託契約を結んでいるものですから、その中で操作規定というものをランクづけしております。ちなみに武豊町の水門18あるんですけども、その中でランクが1、一番最重要のものが7つ、あとランク2のものが8つで、ランク3のものが3つあります。今後ランクが低いものもあるものですから、県とも調整しながら、この閉鎖の順位を再度確認していきたいと思っております。

以上です。

(石川義治君)

そうしますと、例えばトランシーバーの使い方の運用方法ですとか、その辺のマニュアル、もしくは優先順位のマニュアルとかいう、消防団が絶対死なないよというよなマニュアルというのはもう完璧にできているということよろしかったですか。

防災交通課長（宮谷幸治君）

ただいま消防団のマニュアルというものはこれとってないわけですが、ただ昨年 11 月に実施しました津波訓練などで、やはりその辺の周知をしながら、また消防団の役員会も 2 カ月に一遍あるものですから、その中で消防団の退避及びトランシーバーの使い方も周知していきたいと思っております。

以上です。

総務部長（高須直良君）

若干補足をさせていただきます。

答弁の中でも少しありましたが、今お尋ねになっているように、もともと消防団が全部やりますよと、そういう体制できました。しかし、東日本の震災を見ていると、巨大な地震が起きたときに、その少ない班編制で幾つも水門を回るとするのは非常に危険だと思っています。思わぬ事態も当然起こり得るわけですから、ですから、お話をしたように地域の住民の方、それから企業の人、それから職員も含めてできれば 1 カ所閉めればいいと、それぐらいの体制、これはちょっととれるかどうかわかりませんが、1 カ所だけ確実に閉める。それが一番安全だと思いますので、考え方としてはそういう方向で巨大地震の場合はもっていきたいと思っています。その上で、消防団に何をやってもらうかという検討は進めていきます。

以上です。

（石川義治君）

高須部長のおっしゃるとおりでございます。道路に車はとまっておりますし、いろんな家屋が倒れてくることの可能性もありますので、訓練のようなわけには多分いかないのかなというふうに思います。ですから、先ほど町長のほうの答弁がございましたように、地域の方のご協力は当然必要になるのかなということで、今動いておられるということなので、2 番目のほうの質問に移らせていただきたいと思いますが、操作員の推薦をお願いしているということですが、具体的にどのような方の推薦、人数ですとか年齢ですとか時間、その辺をもしあるようでしたら教えていただければと思います。

防災交通課長（宮谷幸治君）

各区にその辺を推進の依頼を出させていただきまして、現在 39 名の推薦をいただいております。年齢に関しましては、ちょっとそれぞれまだ把握しておりませんが、推薦していただくこととしまして、できるだけ近くで早く閉めていただける方、また昼間でもできる

だけ出動していただける方ということで、区のほうには要請させていただきました。

以上です。

(石川義治君)

水門の開閉等ですけれども、これは1人でできるものなんですか。例えば2人でやるべきものなんでしょうか。また、事故等があった場合の配慮というのはあるんでしょうか。

防災交通課長（宮谷幸治君）

やはり1人では非常に難しいと思います。最低2人は要ると思いますが、ただ防潮扉とかその辺はやはり重いものもあるものですから、各区から出していただいたのは、それぞれ3名で出していただいている状況であります。

(石川義治君)

時間もありますので、今現況進んでいるということで理解させていただきますが、3名では多分足りないのかなというのが正直な話でございますので、ぜひとも多くの方を集めていただいて、幅広い方でやっていただければよろしいのかなというふうに考えております。

最後に、8分間を私のライフワークのように、消防団についてやらせていただきたいと思うんですが、平成19年5月に議員にならせていただきまして、2回消防団について議案質疑をさせていただきました。年々と全国的な流れの中でどんどんと団員は減っておる現状がございます。我が町は幸いとして163名体制をしっかりとまだ堅持しておるわけですが、先ほど説明もありましたように、どうしても偏りのある方も出てくるという現状があると思うんですが、まず最初に、少しきついところからいきたいと思うんですが、18年と24年に地方公務員の団員数というのがございます。我が町でも役場に入るときに、町内の方には消防団に入ることを確認されるというような先ほどお答えがあったと思うんですが、現状はどのようなご返答を頂戴しておるんでしょうか。

防災交通課長（宮谷幸治君）

現状お話をしますと、職員としましては今2名おります。ちょっとその現状、先ほど面接のときにさせていただいたということをお話しさせていただきましたが、一応、今1人は入る予定をしております。

以上です。

(石川義治君)

19年だったか22年だったかちょっと今手元に資料がないので申しわけないですけども、こちらに資料があるんですけども、当時武豊町の職員の団員が2名で、阿久比町が7名、東浦町が19名、南知多町が8名の美浜町が13名ということで報告させていただいております。そのときに、ご答弁の中で、前向きに検討していただけるというような話がありました。ぜひとも多くの方に入っていただけるというような話でした。そして、総務省に出しておりますわ、消防団の組織概要というのが全部出てるんですけども、ことし調べさせていただきますと、武豊町は2名、阿久比町は6名で1名減です。東浦町は30名の11名増、南知多町は13名で5名の増、美浜町は21名、8名の増ということになっておるんですが、公務員が消防団に入ることに對して、ぜひともしっかりと町のほうから例えば2階級特進を与えとか、そのような本当にそのぐらいの価値があるんじゃないのかなと思うんですけども、なぜ武豊町だけの職員が入らないのかなというのが、正直疑問に思うんですけども、これは2回目の質問になるので、一度ご答弁をいただければと思います。

総務部長（高須直良君）

まず、消防団員に入ること、処遇を上げると、それはなかなか難しいです。あくまで建前というか、職員の勤務は朝8時半から5時15分まで、これで職員の実績も評価しますので、全くそのほかの部分に関係ないかという、実はそうではありませんけれども、消防団に入ったから給料を2つ上げてあげるわと、それは無理です。

それから、武豊町の消防団員の数ですが、私が思っていたより少ないので、ちょっとびっくりしているんですけども、ことし入った新人で1人今度入る予定のようですが、その1人も入る準備はできています。ただ、消防団の数が充足しているものですから、誰かにやめてもらって職員を入れると、そういう形になるわけですが、役場の職員がどの程度加わるのがいいか、本来役場の職員は役場の業務をやるべきですし、災害になれば職員として動かなきゃいけないものですから、余り消防団の中が職員ばかりになるのはどうかなという気はします。

それから、東浦は何か役場に団があるようです、分団が。ということで数が多くなっています。

それで、本町の特徴としまして、消防支援隊、これは47人入っている火事のお手伝いもしていますし、行事にも参加をさせていただいております。決して職員の団への協力が少ないということは感じておりません。

以上です。

(石川義治君)

多分ではいけませんけれども、私は思うんですけれども、この議場において、今消防団員の団員がどれだけご苦労されて団員を集めているのかというのはわからないと思うんですよ。一人一人に会っていただいて、1人の団員を入れることがどれだけご苦労されているかというのは、一度行っていただけるとわかると思います。これは現実なんです。彼らは仕事を持って、なおかつ夜に一人一人頭を下げて町のために頑張ってくれないかと言って、消防団員のご苦労されている、それが後方支援をするのはまさに我々自治体の役目なんだと私は思います。

ですから、やはりここで議論するんじゃなくて、一度、多分部長はそういう会議には出られていると思うんですけれども、なかなか偉い方ですので、分団長も物は言えないと思いますけれども、それは腹を割ってしゃべっていただければ話していただけるとと思いますので、ぜひとも本当に苦労していますよ。

ただ、今の現状、消防団に頼らなければいけないという事実は現実ですので、よそのまちとも比べまして、ぜひお願いしたい。

あと2点あったんですけれども、これは時間もございませんので、言わせていただきますが、消防団協力事業所の表示制度をやっていただきましてありがとうございます。今回3社の方がご登録をいただいているそうですが、もっともっと何かPR、この方たちにメリットを与えてあげてください。そして、多くの地域でやられている消防団サポーター事業制度、商工会等と連携をとっていただいて、消防団に対してメリットを与えてあげる、そのようなことを今やっていかないと、どんどん子どもが減ってきて、そしてもう逆三角形で人間が減っているのは当たり前なんです。その中で、じゃ行政がやれるかというところ、やれないところがございます。それをどんな形でもいいですから、お金の面じゃなくても人的なフォローでも結構です。消防サポーターの方も大変ご苦労さまだということは重々理解しておりますが、この制度も一度もう少し充実を図っていただくとともに、消防団サポーター制度事業もぜひとも何とか産業課と一緒に連携でもとっていただいて、我が町でも使えないのかなというふうに考えておりますので、私の勝手な思いでございますが、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副町長（各務正己君）

大変議論をいただきありがとうございます。

今聞いておりますと、役場の職員、また役場が消防団活動に関して非常に非協力的だというように聞こえます。これはあくまでいろいろな考え方があるかと思いますが、今総務部長も言いました。消防支援隊としていろいろな各行事、そして災害があれば出動



する用意もありますし……

〔「違う違う、全然違う」と呼ぶ者あり〕

副町長（各務正己君）

その辺の考え方は違うと思いますが、町の姿勢としてそんな非協力的な姿勢ではないということだけをご理解いただきたいというふうに思います。

〔「それは違うよ、そんなことは言っていないよ」と呼ぶ者あり〕